

春爛漫。3月の気温変動は度が過ぎますね。春を告げる桜の開花宣言がお彼岸にあり、そのままお花見ができるかと思いきや、寒の戻りが大きく今頃になって満開の便りが届いています。いっぺんに咲きますね、桜は。咲いたらと思ったらアッと言う間に散って行きます。好きです。

今年、28年から使うことになっているマイナンバーですが、この取り扱いは大層手間がかかります。今年の確定申告は27年分でしたので、個人番号のご依頼はしてきませんでしたが、今日からは新年度で、28年度からはマイナンバーの記載が求められてきます。今年に退職される方はマイナンバーが必要です。その管理を遺漏なきようにして下さい。私共事務所ではセキュリティ等を十分検討して対処いたしております。給与計算には欠かすことはできませんので取得しておいてください。前々から在職されている方も一回は個人番号との本人確認がとなります。個人番号の取扱いで、大事なのが個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止のために求められる安全管理は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(特定個人情報保護委員会：ガイドライン)で、以下の4つの措置が掲げられています。

(1) 組織的安全管理措置では、個人番号に係る事務における責任者の設置及び責任の明確化や事務取扱担当者及びその役割の明確化。

(2) 人的安全管理措置では、事業者は事務取扱担当者の適切な教育、監督を行う

(3) 物理的安全管理措置では、特定個人情報を取り扱う区域の管理や機器および電子媒体等の盗難等の防止などに安全管理措置を講じる。

(4) 技術的安全管理措置では、情報システムを使用して個人番号を取扱う場合、アクセス者の識別と認証をもとに適切なアクセス制御を行う。

とされていますので、当事務所ではひな形を作って運用していきますので、それを参考に御社に合った規定等を一緒に作り上げたいと考えております。

従業員を採用するとき個人番号付きの住民票を取って頂くのが一番賢い方法かなと思っています。個人番号通知書を受け取らないと番号がないと思っている方もおられるかもしれませんが、住民票のある方全てに個人番号が付番されていますので、この住民票で個人番号管理はできますので、この書類を鍵のかかるキャビネット&金庫で厳重に管理すればOKです。

来年の消費税増税がどうなるか？安倍首相のまわりからは二匹目の泥鰌を狙って、衆参同時選挙を増税延期でもって、信を問うつもりでしょう。私はマイナス金利のような金融政策ではなく、将来に必要となるインフラ整備の財政出動をすべきかと思っています。